

もし道路施設こわしてしまったら・・・！？～道路損傷編～

2018.11.28



みなさんは普段から安全運転を心がけていらっしゃると思います！
ですが、不幸にも事故を起こしてガードレールや標識などの道路施設を
こわしてしまったら・・・。
どうしよう～・・・。
焦りますよね・・・。
でもそんな時は、

①迷わず警察へ110番！！

物損、人身、事故の程度にかかわらず、すぐに警察へ通報ですよ。

②道路管理者へ必ず連絡しましょう！！

警察へ連絡したら、「道路管理者へも連絡して下さい」などと言われることもあります。

警察の方に言われて担当の出張所へ連絡はしたけれど・・・。
このあとどうすればよいの・・・？？

？だれが直すのかな？

？ だれが払うの？

？ 費用はどうやって決めるの？ 高いのかな…？

とにかくわからないことだらけで心配ですね。

今回は道路施設をこわしてしまった際の手続きである「**道路損傷復旧手続き**」についてご紹介します！！

？ だれが直すのかな？

こわされた道路施設の修理は原則として道路管理者が行っています。

180号（岡山市・総社市）は国土交通省で管理しており、国が直すことになります。

道路維持・管理を担当している出張所に事故の連絡が入ると、まずは実際に現場に行って状況を確認します。



ガラス片やプラスチック片が散乱したり、こわれた道路施設が車の往来を邪魔している場合は撤去するなどの応急処置を行います。

どのくらい壊れているか、どの程度の修理が必要かなども調べます。

？だれが払うの？

お店で商品をあやまってこわしてしまった場合などと同じように、交通事故でこわした道路施設はこわした方がその修理費用を支払うのが原則です。

「あなたがこわしたのはこの部分で間違いないですか？」と現場の写真や書類で確認し、問題なければ修理にかかった費用を支払ってもらうことになります。

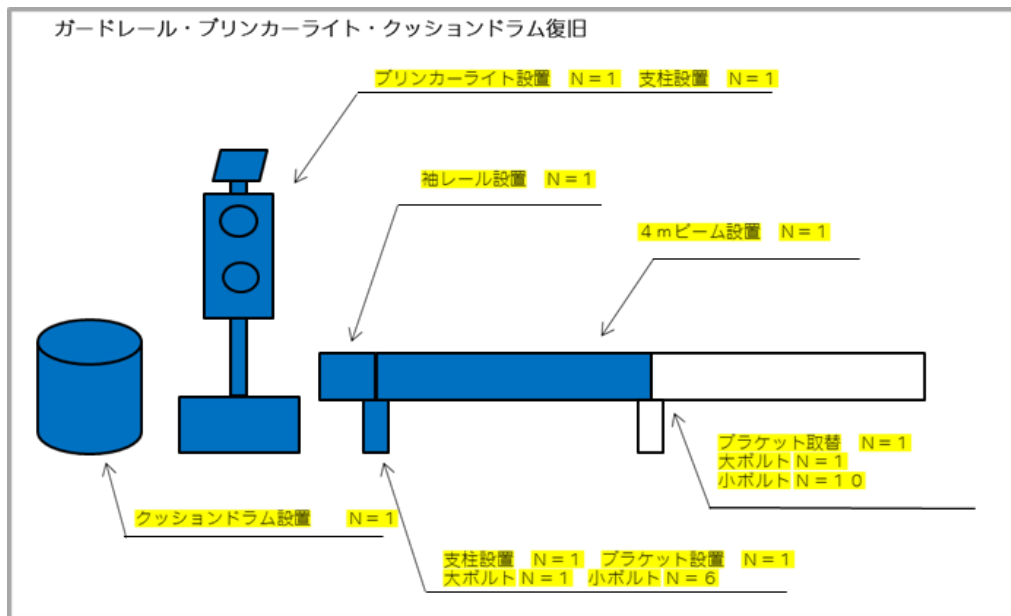
未成年の方なら親権者が、業務中の事故ならば雇用者が支払うこともあります。

任意保険に加入していれば、もちろん保険で支払うこともできますよ。

？費用はどうやって決めるの？高いのかな・・・？

こわれた部分の修理が必要と判断されると、材料や部材を図面などに基づいて洗い出して注文します。





費用には材料費のほかに、交通誘導員や作業員の人件費、機械のレンタル料や燃料費なども含まれます。

こわれる前と同じように戻す原形復旧が基本ですが、復旧作業の機会に併せて機能アップ（照明を蛍光灯からLEDに変えるなど）する場合もあり、機能アップした差額分は道路管理者が負担します。



いざ！工事着工！

国道2号バイパスなど交通量の多い場所は、渋滞を避けるため夜間に修理していますよ。

事故などによるオイル漏れが原因で復旧を行わなければならない場合があります。



アスファルト舗装にエンジンオイルやガソリンなどが漏れ出してしまったら、油処理剤や吸着マットでいくら吸い取っても、漏れた油とアスファルトが混ざって舗装が溶けてしまうこともあるそう。

溶けた舗装はバラバラになり、そのうち道路に穴があいてしまいます。

一見何ともないように見えてもそうならないように、油が漏れ出した範囲全部を舗装し直さなければならないこともあるんだそうです！！

雨で流れてきれいになったのにどうして舗装を直す必要があるのか、

といった問合せもありますが、舗装まで直すことがあるのはこのような理由からなんです。

道路施設をこわれたまま放っておくと、さらに大きな事故を招きかねません！！
できるだけ早く出張所へ連絡をお願いします！！

著者：岡南維持出張所 N